

# 草加ハイキングの会 会則

平成26年1月制定  
令和4年3月改定

## 名 称

第1条 この会は「草加ハイキングの会」と呼ぶ。

## 会 員

- 第2条 会員は、ハイキング及び軽登山を愛好し、本会の会則を承認し、団体行動が出来ることを条件とする。  
第3条 会員は、過去、既存の社会的地位や権力を本会に持ち込まない事を条件とする。  
第4条 会員は、政治活動・経済活動・宗教活動・反社会的活動を本会に持ち込まない事を条件とする。  
第5条 会員は、登山の危険性と自己責任を認識し、入会に対し家族の同意書提出を条件とする。  
第6条 上記の第2～5条を満たし、所定の手続きをとり登録されたものは誰でも会員になれる。  
第7条 会員は、年度末に行う総会に参加又は、会員継続の意思を伝え、年会費を納入することで会員を継続できる。  
第8条 本会は、会員の慶弔に対して関与しない。  
第9条 定例会・会の行う行事への参加・不参加は、会員の自由であり強制されるものではない。

## 目的と活動

- 第10条 本会は、大自然の中で仲間と語り、楽しい行事を通じて会員相互の健康と親睦を図ることを目的とする。  
第11条 定例会は、原則毎月1回日曜日に、初級コース・平坦路を基本にコース設定し、年間12回実施する。  
第12条 定例会以外の任意な日に、会員が計画する行事を行う。(軽登山・町歩き・サイクリング・文化活動)

## 組織と運営

- 第13条 本会は、会員の総意をもって運営されるものとし、役員により管理・運営される。  
第14条 定例会は、役員のいずれかがリーダーとして参加することを条件とする。  
第15条 行事は、会員が計画し参加者を募り、会員が2名以上参加する行事を会の行事とする。単独での行事、会員以外の者との行事は会の行事とは認めない。  
第16条 定例会や会の行事は、会員からの希望を募り、実施可能なものを採用して計画をする。  
第17条 本会は、会員から年会費を徴収して財源とする。納入した会費は理由のいかんを問わず返却しない。  
第18条 会計年度は、4月から次年の3月とし、年度末に総会を行い、会計報告と年会費の徴収を行う。  
第19条 徴収した年会費は、保険加入費用・計画書印刷費用・その他雑費に使用することができる。

## 会の責任と保険加入

- 第20条 会員は、本会の活動に際して、自己責任で参加・自己責任で行動するものとする。  
第21条 本会は、会員全員が財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入し、定例会や会の行う行事に参加中の事故に対して、スポーツ安全保険の保証内容の範囲内で責を負う。  
第22条 登山に参加する者は、日山協山岳共済会に入会し、山岳保険のハイキングコースに加入することを参加条件とする。(未加入で遭難の場合、救援者費用は自己負担です。)  
第23条 マイカー利用の際は、その車が加入している保険の保証内容の範囲内で責を負う。

役員：角田会長・佐山副会長・小野寺事務局・リーダー：西山・笠原・篠岡・桜井

年会費：	年 齢	入会金	年会費	年会費内訳
	64歳以下	500円	3,050円	保険金 1,850円 + 経費 1,200円 (印刷費・雑費)
	65歳以上	500円	2,400円	保険金 1,200円 + 経費 1,200円 (印刷費・雑費)

スポーツ安全保険補償内容：会の行事に参加の為、家の玄関を出てから玄関に戻るまでの間が保険適用

年 齢	死 亡	後遺障害	入院(1日)	通院(1日)	責任賠償	突然死葬祭費用
64歳以下	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人1億円 対物5億円	180万円
65歳以上	600万円	900万円	1,800円	1,000円		

日山協山岳共済会補償内容：年会費：1,000円・ハイキングコースV：1,660円(年)、合計2,660円(年)  
資料請求は、電話 03-5958-3396 月～金 10:00～17:00 日山協山岳共済会山岳共済事務センター

死 亡	後遺障害	救援者費用	入院(1日)
200万円	200万円	500万円	1,500円

※参考：保険料が安くなるように、重複する責任賠償保険なしのV型を推奨していますが、日常生活の事故による責任賠償責任保険1億円が付いているI型、保険料2,620円も有ります。合計3,620円